

平成23年度第2回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成23年11月19日（水）午前9時30分～午前11時00分
場 所	秦野市役所本庁舎4階 議会第1会議室
出席委員 (◎会長) (○副会長) (敬称略)	大野祐司、村上 茂、◎杉本洋文、○宮林茂幸、和田 稔 古谷茂男、高橋捷治、久保寺邦夫、志村知昭、佐藤達也、 諸星富夫、西山利春 12名
事務局等 出席者	都市部まちづくり推進課長 石井健二 建設部公園課長 山口 廣 都市部まちづくり推進課課長補佐（都市計画担当） 町田 弘 建設部公園課カルチャーパーク担当技幹 原 利春 都市部まちづくり推進課主査 池田和典 建設部公園課主査 佐野哲也 都市部まちづくり推進課主査 齊藤広和 都市部まちづくり推進課主任技師 草野尚巳
議 事	諮問事項 議案第1号 秦野都市計画公園6・5・1号秦野中央運動公園の変更について 議案第2号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

会議内容

【開会】

【市長あいさつ】

【委員紹介、事務局職員紹介】

【仮議長選出】

【正副会長選任】

会長 杉本洋文 氏、副会長 宮林茂幸 氏を選出

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第1号 秦野都市計画公園6・5・1号秦野中央運動公園
の変更について

議案第2号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

【議事要旨】

課長補佐
(都市計画担当)

それでは、市長から諮問をいたしますので、よろしく
お願いいたします。

市 長

諮問書朗読

課長補佐
(都市計画担当)

ここで、市長は次の公務がございますので、大変恐れ
いりますが、退席させていただきます。

—市長退席—

課長補佐
(都市計画担当)

それでは、議事に移りたいと思いますので、ここから
の進行は、杉本会長にお願いいたします。杉本会長よろ
しくお願いいたします。

会 長

それでは、議事に入ります。
審議会の運営要綱と公開に関する取扱要領に基づき
まして、進めますが、本日傍聴人はおりますか。

課長補佐
(都市計画担当)

本日、傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移りますが、まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。議事録の署名につきましては、選出母体別の名簿順でということですので、大野委員と和田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。

本日の議題の1つ目、「秦野都市計画公園6・5・1号秦野中央運動公園の変更について」を議題とします。

それでは、事務局説明をお願いします。

まちづくり推進課長

説明に先立ちまして、本日は事業を担当する公園課の職員を同席させております。(公園課 自己紹介)

それでは、次第(1)諮問事項であります 議案第1号「秦野都市計画公園6・5・1号秦野中央運動公園の変更」について御説明いたします。

この変更案につきましては、前回、第1回都市計画審議会において、概要について御報告させていただきましたが、今回、諮問させていただくに当たり、再度御説明申し上げます。

スクリーンを御覧ください。

はじめに位置関係でございますが、秦野中央運動公園は、小田急小田原線秦野駅から北西に約2.5キロメートル、渋沢駅から北東に約1.5キロメートルの市街地のほぼ中央にあり、水無川沿いに位置しております。公園の区域は、東西方向に約700メートルと帯状の区域になっており、公園の北側には、幅員12メートルの都市計画道路水無川右岸線、西側には、幅員18メートルの都市計画道路堀西羽根線が整備されております。

これらの道路は、国道 246 号、都市計画道路西大竹堀川線及び渋沢駅前落合線とアクセスしており、公園周辺の道路整備状況は良好な状態であります。

次に秦野中央運動公園の上位計画における位置付けですが、平成 21 年 9 月に神奈川県が告示した「秦野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、施設の整備と機能の充実を図る運動公園として 10 年以内に整備することとしております。

また、平成 20 年 3 月策定の「秦野市緑の基本計画」においては、スポーツ振興に資する公園として位置づけ、本公園を含めた周辺地区は重点的に緑化の推進・保全を図るとされております。

さらに、平成 17 年度修正の「秦野市地域防災計画」においては、地震災害から市民の安全を確保するための広域避難場所に位置付けております。

それでは、本公園の都市計画決定の経緯、施設の概要並びに変更理由について御説明いたします。

秦野中央運動公園は、昭和 44 年 3 月に緑色の部分、陸上競技場や野球場を含む面積約 10.4 ヘクタールを運動公園として都市計画決定いたしました。

その後、昭和 61 年 2 月に青色の部分、総合体育館等を整備するために面積を約 15.5 ヘクタールに変更しました。さらに、平成 13 年 12 月には黄色の部分、幅広い年代層の市民の健康維持、増進や防災機能を拡充するために面積を約 16.4 ヘクタールに変更を行ったところです。

秦野中央運動公園の主な施設の概要といたしましては、野球場、陸上競技場、水泳プール、テニスコート、総合体育館などを中心とした運動施設、教養施設でございます図書館など、市民がスポーツ、文化活動を行う施設がございます。

都市計画の変更の理由といたしましては、資料 1 の 2 ページ目の理由書の下から 11 行目でございます。

朗読させていただきます。

今回の変更は、パブリックコメントの実施等により市民意見を反映して、平成22年6月に取りまとめた「カルチャーパーク再編整備」構想に基づき、文化、スポーツ、レクリエーション及び防災の拠点としての公園機能の向上を目的に行うものです。

具体には、隣接する文化会館などの区域の拡大を行い、既存施設の立地並びに利用者の視点及び動線に配慮し、誰もが親しむことができるニュースポーツ広場、駐車場、園路及び緑地等の一体的な再編整備を行います。また、文化会館を含む公園施設の管理を一元化することにより、利便性を高め、災害時対策機能の向上を図ります。併せて、公園を取り巻く外周道路の整備に伴い、公園区域の境界を整正するための変更を行うものです。

なお今回の変更は、既決定の区域から赤色の区域を追加しようとするもので、面積は約1.3ヘクタール拡大し、約17.7ヘクタールとするものです。

次に、この都市計画変更にあたり、その根拠となりますカルチャーパーク再編整備構想の概要について、御説明いたします。

まず、再編整備構想の基本的な考え方ですが、1つめは、バリアフリー新法への対応です。

平成18年12月20日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」が施行され、都市公園の新設・改良時にはバリアフリー化が義務付けられました。

2つめは、利用者への配慮です。

公園利用者の安全確保、利用者の動線、駐車場配置の見直し、ニュースポーツ施設の整備をしていきます。

3つめは、防災機能の向上です。

一時避難地と災害支援拠点を分かりやすい配置と活動しやすい動線とすべく整理をおこないます。

4つめは、景観・修景への配慮です。

樹木の植栽及び既存樹木の管理を行い、防犯面、景観面、日照条件の改善等公園の魅力向上を図ります。

具体的には、ニュースポーツ広場や平和の広場、湧水広場、水とバラの広場、多目的広場等の整備や、公園区域内に4箇所の駐車場の整備を行います。

また、公園内に車両の通行できる市道（通称パサデナ通り）がありますが、公園利用者の安全確保のため、市道を廃止し、パサデナ通りの園路化を図ることや、歩行者通路と並行してジョギング走路の整備をしていきます。

また、防災機能の充実について、一時避難地と災害支援拠点を、「空間」、「物資・水」、「情報」において、分かりやすい配置と活動しやすい動線とすべく整理をおこないます。

秦野市地域防災計画において、総合体育館が災害時の避難所となっていることから、総合体育館がある公園（パサデナ通り）の南側を災害支援拠点ゾーンとし、物資の受入れ・荷捌きスペース、飲料水供給拠点及び自衛隊設営拠点等、防災機能を備えた公園として機能向上を図っていきます。

次に縦覧結果及び今後の都市計画変更の流れについて御説明いたします。

都市計画の変更案について、10月4日から10月18日まで縦覧したところ、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

なお、この案件は、公園の区域面積が10ヘクタールを超えるため県決定となります。

今後の予定といたしましては、県の都市計画審議会が11月25日に開催され、都市計画の決定告示は、12月上旬に予定されております。

以上で、ア 議案第1号 秦野都市計画公園6・5・1号秦野中央運動公園の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

会 長 以上の案について、何か御質問、御意見はございませんか。

志 村 委 員 P 5 の経緯書に 6 月 20 日に説明会開催とありましたが、結果概要といたしますか、住民の方からどのようなご意見が出たのでしょうか。

課 長 補 佐
(都市計画担当) 都市計画の説明会を文化会館で実施しまして、9 名の出席がございました。意見としましては、都市計画決定した後の事業スケジュールについて御質問ありました。

以上でございます。

会 長 事業スケジュールは具体的にはどうなっているのでしょうか。

公 園 課 長 平成 23 年度から 25 年度にかけてまして用地の取得を計画しております。平成 23 年度から実施設計、平成 24 年度から駐車場の整備等現場着手を行い、完成した箇所から順次解放し、平成 27 年度の完成を見込んでおります。

志 村 委 員 事務局の説明の中でニュースポーツという耳慣れない言葉がありましたが、その概要についてはいかがでしょうか。

公 園 課 長 ニュースポーツと言いますのは、競技性を重視せず、誰でも参加できるようなスポーツのことです。代表的なものとしまして、パークゴルフやターゲットバードゴルフ、クロリティといったものが挙げられます。

久 保 寺 委 員 文化会館の隣の臨時駐車場の用地については目的用

途の説明が無かったが、認めてもらった暁には、引き続き駐車場として使用させてもらえるのだろうか。

公園課長

臨時駐車場につきましては緑化も図りつつ、大型バスも入れるような駐車場として整備していく考えでございます。

久保寺委員

ニュースポーツとは響きのいい言葉だけれども、その競技団体に認めると特権意識を持ってしまうと、なかなか大変だ。なでしこ運動広場はどの団体にも特権意識を持たせていないから、うまく運営できている。どのようなニュースポーツがくるのか分からないけれども、17万市民の共有の施設として利用できるように配慮していただくよう注文するとともに、今の臨時の駐車場は行事があると道に車があふれ、それに対する取り締まりも厳しいから、総合運動公園の大事な駐車場として要望します。

公園課長

駐車場が不足しているというお話ですが、確かにその通りでございます。先日の市民の日でも市の駐車場では足りず、民間の駐車場をお借りしているのが現状でございます。

駐車場として取得するところは、駐車場として考えております。後、ニュースポーツとして広場についても特定の競技だけでなく、多目的に利用できるよう考えておりますので、参考意見として承ります。

久保寺委員

ニュースポーツもいいが、本来ならば、駐車場として使用したいのが本音である。駐車については警察の取締りも厳しくなっており、公園内で安心して使えるために駐車できるのが一番と思うが、大局的には市長の立場になればそれを受け入れて、ニュースポーツは反対ではないけれども、その団体に特権意識を持たせないということで、私は賛成したいと思う。

高橋委員

基本的な質問になるが、文化会館が出来た当時と現在のバリアフリーに対する基準が違ふと思うが、その辺の改装も予定しているのでしょうか。後、3.11の地震の後に一時期色々と調査されたと思うけれども、その結果とそれに対する対応をどうするのか。

カルチャーパーク担当技幹

文化会館のバリアフリー化でございますが、建物整備は今回の舗装とは別に、順次整備を進めております。

高橋委員

簡単に2階に上がることは可能ですか。3.11の震災後の調査等結果を踏まえた対策は検討しているのか。

カルチャーパーク担当技幹

そのことにつきましては、各施設が長期的な計画で進めていきます。後、地震の関係でございますが、文化会館については耐震性があるという診断をいただいております。

古谷委員

駐車場に話が戻りますが、先ほど臨時駐車場として農業まつりでもお借りしていますが、今後、公園内の一部の駐車場となると、今後お借りする場合、どのような対応になるのでしょうか。

公園課長

農業まつりだけでなく、商工まつりでもイベントを盛り上げるために市でも参加させてもらっていますが、駐車場の借用についても、今後協議させていただきたいと思っております。

宮林委員

基本的に公園整備していくことでいいと思いますが、21世紀は健康がキーワードになると思いますので、パサデナ通りを広げていくときにセラピーとか多様な考え方が入ってくると思いますので、市民の健康増進や健康維持になるようなプログラムを入れたらと思います。

後、グリーン整備については、外国産を見直して丹沢産をうまく取り入れながら秦野の特徴のある緑を残し、それが教育に使われる。そういった位置づけをしていくと、市民の皆さんにも分かり易く使い勝手がいいのではないかと思います。

カルチャーパーク担当技幹

今後の参考意見として承ります。

西山委員

議案の総括図のところのアスレチックのあるところは、運動公園に含まれないのでしょうか。

課長補佐
(都市計画担当)

隣接している公園は、運動公園には含まれていません。

西山委員

どういう理由で含まれていないのでしょうか。
市民の皆さんは一体で使っておりますね。

課長補佐
(都市計画担当)

公園の種別が異なっておりまして、こども公園は近隣公園の位置付けをしております。

西山委員

近隣公園と言うことは、市民だけでなく、近隣の住民も対象と言うことでしょうか。

課長補佐
(都市計画担当)

そういうことになります。

西山委員

ピケピケの跡地が売りに出ている、駐車場としてこの公園の適地ではないかと思いますが、検討されたことがあるのでしょうか。

カルチャーパーク担当技幹

公園種別が違いますが、秦野市としましては、中央運動公園、こども公園、文化会館、総合体育館、図書館、水無川緑地をカルチャーパークとして総称しております。その中では一体的な利用を考えた中で、今回諮問しております中央運動公園の整備をしていく中で、今後、

市民だけでなく、市外からも利用にされて来られるという形の中で、バリアフリーとか安全に配慮した部分の工事を今年度から2～3カ年かけて整備していく予定でございます。

西山委員

公園として未来を担う子供たちの遊ぶ部分の比重が少ない気がします。

カルチャーパーク担当技幹

今年度工事を予定しているものの中では、安全面も含めて維持管理の工事を行うとともに、ご指摘の子ども達向けの遊具についても追加していく予定です。

佐藤達也委員

市民の生活が多様化されることにより、生活の時間帯が広がってきています。時々、夜中9時とか10時に運動公園を通ると、真っ暗の中でランニングしている人を見かけます。コースを整備するということが、時間を問わずそこを利用するということがあると思いますが、平和なまちなのでそんなことはないと思いますが、防犯対策では、何か考えているのでしょうか。公園の中に交番があるところもありますが、そういったことは考えていますか。

公園課長

今、午後8時から10時で駐車場を閉めております。佐藤達也委員がおっしゃられるように駐車場が閉められても、ランニングをされている人がいますが、いまの防犯灯ですが、若干暗く死角になる部分もあるかと思えます。カルチャーパーク再編整備構想の中でジョギング走路を見直しまして、例えば、アスファルトの部分をゴムチップに変えたり、体に優しくジョギングがしやすいように検討していく中で、防犯対策、公園灯の配置やどのくらいの明るさが適切なのかといったことを総合的に検討していきたいと考えております。

久保寺委員

今、西山委員から発言がありましたが、こども公園は幼児や小学生・中学生といった年代を対象にしており、中央運動公園の野球場も少年野球やソフトボールの団体に開放して、テニスコートもプールも子供に開放しており、限られたスペース中で、子供たちに利用できる部分はかなりぎりぎりかなと思います。そういったことを前提にしながら質問しますが、カルチャーパーク構想でこども公園を含めた予算的な裏付けは取れているでしょうか。

公園課長

都市計画の変更と言うことで御審議しているわけですが、中央こども公園を含めて検討しているわけですが、中央こども公園は、カルチャーパーク構想のひとつであり、神奈川県の子育て支援事業や国の補助金を活用し、遊具施設を安全に楽しめるよう整備していきます。

久保寺委員

管理運営は別として、公園課が責任を持って整備していくということですか。

公園課長

そういうことでございます。

村上委員

要望と言う形になりますが、理由書の中に平成20年3月に策定された緑の基本計画においても、本公園を含めた周辺地区は重点的に緑化の推進・保全を図るとありますが、ニュースポーツ広場とされているところは、現在、樹木があって緑地帯と私は思っているわけですが、その広場を整備するにあたって、緑化の推進・保全が保たれるのかどうかといったことの整合性が保たれるように整備していただきたい。

公園課長

陸上競技場は、昭和40年代に整備しました。40年経ちますと、ケヤキといった木が高木化しております。今、

現在、陸上競技場には苔が生えておりまして、非常に使い勝手が悪くなっております。ニュースポーツ広場と予定しているところでございますが、先日の議会でも答弁させていただきましたが、だいぶ木が折れているところもございました。ニュースポーツ広場を整備するにあたって、出来るだけ緑化の推進・保全を図るようにしていきたいと考えておりますので、その辺のところは御理解いただきたいと思っております。

久保寺委員

宮林委員がおっしゃられたようにできるだけ地元の木を植えるようにということで、当時の栗原市長の時に、我々も一生懸命植栽したのだけれども、40年経ってあのように立派になったのだから、伸びているのを詰めるのはやむを得ないと思うが、ケヤキは1年や2年で大きくなれないのだから簡単に切ってはいけない。鎮守の森ではないけれども先人の人たちの願いがこもっているから全体の中では大事にしていきたいということ注文したい。

公園課長

詳細につきましては、検討中であり、全体的なものは上がっておりませんので、久保寺委員や宮林委員から貴重な御意見を参考にしながら再度、検討させていただきたいと思っております。陸上競技場の中に苔が生えているという問題でございますが、これは管理上の問題ですので、研究しながら検討していきたいと思っております。

久保寺委員

競技場の隅に苔が生えているのは問題ではなくて、今、近代的な競技場がないのは秦野市だけと聞いている。秦野市にはサッカー場がないので、陸上競技場でやりたいのだけれども、試合を開催するとボールや選手が外に飛び出してコースが傷つくので、秦野市ではサッカーの試合が認められていない。競技場が空いているときに、サッカーをやらせて下さいと団体が申し込むのだがコー

会 長

スが傷つくからダメだと聞いている。カッコいいことは言わないで、競技場を世間並みにするように、やるべきことをきちんとやるべきである。

私からもよろしいでしょうか。景観をやっているのに、景観の視点からも樹木は切っていいというわけにいかないと思います。小田原市でも城下町の整備で木を1本切るだけでかなりの議論になります。久保寺委員の言うことは大事な視点であるので、東海大に来ていただければわかりますが、木がかなり伸びていますが、切ったことはございませんので、是非大事にさせていただきたいなと思います。

2つ目の耐震性の問題ですが、構造耐震はいいのかもしれないませんが、今回の3.11で大きな問題になっているのは天井部分です。天井の軽鉄が外れて落下して怪我をした例が多いと聞いております。体育館を避難所にするのであれば、仕上げ材にも気をつけた方がよいと思います。

3つ目は、公園整備に木は腐るという問題がありますが、木のまちの秦野ですので、木を使ったベンチといったことにも配慮していただきたいということです。バリアフリーは言葉の面もありますが、色々な人にも配慮していただきたいなと思います。

大事な中央公園ですので多くの意見が出ましたが、都市計画審議会でございますので、審議の中心は面積の拡大という都市計画変更についてという大きな目的でございますので、それに付随して各委員から景観のこと、植栽のこと、耐震のこと色々な形でご意見が出たと思いますが、それをちゃんとやらなければ承認しないということではなくて、意見として事務局としては受け止めていただくということで答弁いただきましたので、それを前提に原案について承認していきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか

《「異議なし」の声あり》

会 長 他に御質問、御意見がないようでしたら、これで本
案件の審議を終了し、議案第1号「秦野都市計画公園
6・5・1号秦野中央運動公園の変更について」は、原
案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ござ
いませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 異議がないようですので、この案件につきまして原
案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一
任させていただきたいと存じますが、これに御異議ござ
いませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 それでは、ここでの答申書（案）の作成を省略させ
ていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと
存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 御異議がないようですので、そのように決定させて
いただきます。

会 長 次の議題、議案第2号の「秦野都市計画生産緑地
地区の変更について」を議題とします。
事務局説明をお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、議案第2号「秦野都市計画生産緑地地区
の変更」についてご説明いたします。

平成23年度の「秦野都市計画生産緑地地区の変更」

は、拡大が7箇所、廃止が2箇所、縮小が5箇所、区域の追加指定が1箇所の合計15箇所となります。

今年度の変更理由は、4つに集約がされます。

まず、生産緑地地区追加指定方針3-(1)により、既に決定されている生産緑地地区に隣接した農地を追加指定し、区域の拡大をするもの。

第2の理由は、生産緑地法第10条により、主たる農業従事者の死亡により、区域の廃止又は縮小をするもの。

第3の理由は、生産緑地法第8条により、市道整備に伴い区域の縮小をするもの。

第4の理由は、生産緑地地区追加指定方針3-(1)により、新規に生産緑地地区に指定するものとなっております。

今回の変更により、箇所数は702箇所、面積は約105.3ヘクタールとなり、平成22年度と比較しますと、箇所数は1箇所の減少、面積は反対に0.2ヘクタールの増加となります。

区域はおおまかに3箇所に分布されており、①の区域は、戸川、堀山下など6箇所 ②の区域は、平沢、今泉など6箇所 ③の区域は、北矢名、南矢名など3箇所となっております。

それでは、今回ご審議いただく15件についてご説明いたします。

まず、箇所番号27についてご説明いたします。

場所は戸川で、渋沢駅の北約2km付近になります。

この農地は、平成23年6月15日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

すでに指定されている1,503㎡の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地地区追加指定方針」に定める、農作物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、25.75㎡を拡大し、生産緑地地区の面積を1,528.75㎡とするものであります。

拡大箇所（2筆）は、当初都市計画決定以前の平成3年12月24日に分筆登記されており、当初指定時はこれらの筆を除いて指定要望がされたため、指定要望のとおり指定したのですが、今回、分筆済みの土地について指定の要望があったものです。

次に箇所番号28。場所は戸川で、渋沢駅の北約2km付近になります。（箇所番号27の南側に接する農地です。）

この農地は、平成23年6月15日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

すでに指定されている6,234㎡の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地地区追加指定方針」に定める、農作物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、175.98㎡を拡大し、生産緑地地区の面積を6,409.98㎡とするものであります。

拡大箇所（16筆）は、当初都市計画決定以前の平成3年12月24日に分筆登記されており、当初指定時はこれらの筆を除いて指定要望がされたため、指定要望のとおり指定したのですが、今回、分筆済みの土地について指定の要望があったものです。

次に箇所番号32。場所は戸川で渋沢駅の北約1.9km付近になります。

この農地は、平成23年6月15日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

すでに指定されている2,218㎡の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地地区追加指定方針」に定める、農作物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、46.00㎡を拡大し、生産緑地地区の面積を2,264㎡とするものであります。

拡大箇所は、当初指定当時は道路（赤道）であった土地を、その後申請者が取得したため、追加指定の要望があったものです。次に箇所番号35。場所は堀山下で、渋沢駅の北約1.7km付近になります。

この箇所は、生産緑地地区の西側から南側の一部が市道 80 号線に編入されることにより、生産緑地地区 2,085 m²の一部 72 m²が市道用地となるため、面積を 2,012 m²に縮小するものであります。

次に箇所番号 84。場所は堀西で、渋沢駅の北西約 1.5 k m 付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成 23 年 3 月 30 日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がないたため、3 ヶ月後の 6 月 30 日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の一部 295.71 m²が廃止となり、さらに確定測量により 41 m²が縮小され、640 m²になるものであります。

次に箇所番号 244。場所は平沢で、秦野駅の西約 1.7 k m 付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成 23 年 5 月 19 日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がないたため、3 ヶ月後の 8 月 19 日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域 2,399 m²が廃止となるものであります。

次に、箇所番号 275。場所は平沢で、秦野駅の南西約 1.7 k m 付近になります。

この農地は、平成 23 年 6 月 14 日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

既に指定されている 1,753 m²の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地地区 追加指定方針」に定める、農産物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、1,459 m²を拡大し、生産緑地地区の面積を 3,212 m²とするものであります。

次に、箇所番号 284。場所は今泉で、秦野駅の南西約 1.1 k m 付近になります。

この箇所は、生産緑地地区の北側の一部が市道 698 号線

に編入されることにより、生産緑地地区 5,645 m²の一部 59 m²が市道用地となるため、面積を 5,585 m²に縮小するものであります。

次に、箇所番号 285。場所は今泉で、秦野駅の南西約 1.1 k m 付近になります。(箇所番号 284 の、市道 698 号線をはさんだ北向いの農地です。)

この箇所は、生産緑地地区の南側の一部が市道 698 号線に編入されることにより、生産緑地地区 8,520 m²の一部 59 m²が市道用地となることにより、面積を 8,460 m²に縮小するものであります。

次に、箇所番号 300。場所は東田原で、秦野駅の北約 2.2 k m 付近になります。

この箇所は、主たる従事者の死亡により、平成 23 年 3 月 28 日に買取りの申出があったものの買取り者はなく、農業関係部署への斡旋・依頼にもかかわらず、買取り希望者がいないため、3 カ月後の 6 月 28 日に生産緑地法に基づく制限が解除され、生産緑地地区の全域 1,804 m²が廃止となるものであります。

次に、箇所番号 354。場所は曾屋で、秦野駅の東約 0.8 k m 付近になります。

この農地は、平成 23 年 6 月 14 日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

すでに指定されている 2,475 m²の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地農地追加指定方針」に定める、農産物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、990 m²を拡大し、生産緑地地区の面積を 3,465 m²とするものであります。

次に、箇所番号 531。場所は北矢名で、東海大学前駅の北西約 0.9 k m になります。

この農地は、平成 23 年 6 月 14 日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

すでに指定されている 947 m²の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地農地追加指定方針」に定める、農産物

の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、49 m²を拡大し、生産緑地地区の面積を 996 m²とするものであります。

拡大箇所は、当初指定当時は畦畔であった土地を、その後申請者が取得したため、追加指定の要望があったものです。

次に、箇所番号 612。場所は南矢名で、東海大学前駅の南西約 1 k m になります。

この農地は、平成 23 年 6 月 13 日に生産緑地の区域拡大として、追加指定の要望がされました。

すでに指定されている 2,141 m²の生産緑地と一団の農地として、「生産緑地農地追加指定方針」に定める、農産物の安定供給の場として集団化した農地に該当するため、1,570 m²を拡大し、生産緑地地区の面積を 3,711 m²とするものであります。

次に、箇所番号 642。場所は鶴巻南四丁目で、鶴巻温泉駅の東約 0.2 k m になります。

この箇所は、生産緑地地区の東側の一部が市道 427 号線に編入されることにより、生産緑地地区 1,115 m²の一部 23 m²が市道用地となることにより、面積を 1,090 m²に縮小するものであります。

最後に、箇所番号 773。場所は渋沢三丁目で、渋沢駅の南東 1.2 k m になります。

この農地は、平成 23 年 6 月 16 日に生産緑地の新規指定としての要望がされました。「生産緑地地区追加指定方針」に定める、新規指定の要件「防災協力農地として登録した農地で、幅員 6 メートル以上の公道に 2 メートル以上接しているもの。」に該当するため、2,103 m²を指定するものです。

以上が、個別の変更の説明となります。

最後に、手続きの今までの経過と今後の予定について、ご説明いたします。

県との事前相談を 9 月 6 日に行い、協議を 9 月 12 日

に行いました。そして協議について異存ない旨の通知を9月29日付で受理し、変更案の縦覧を10月4日から10月18日までの2週間行ったところ、縦覧者はいませんでした。また意見書の提出もありませんでした。

本日の都市計画審議会でご審議頂き答申をいただいたあと、都市計画変更の告示を行なっていきます。

以上御審議、よろしく願いいたします。

会 長

御質問、御意見、よろしく願いします。

和 田 委 員

箇所番号773番の都市計画変更に係る理由のところ防災協力農地として登録した農地とありますが、具体的にどういったものことでしょうか。

課 長 補 佐
(都市計画担当)

防災協力農地でございますが、これには要件がありまして、面積が500㎡の農地で、災害時に、避難場所、仮設用住宅用地、復旧用資材置場として活用していただける農地を農協で登録していただくものです。

古 谷 委 員

この生産緑地制度を堅持していただきたいと思えます。我々農家の課題として、公共的な用地として協力し、解除した場合、今まで協力した期間の金利分を無税にしていただきたいことをお願いしたいわけです。

課 長 補 佐
(都市計画担当)

生産緑地の制度は生産緑地法という法律の中のお話でございます。保全すべき農地については都市計画で担保するという法律の改正が平成4年にありまして、現在まで毎年追加指定をさせていただいております。防災協力農地につきましても要件に該当していれば、追加指定しています。

要望につきましては、税金の話になりますが、御意見として承ります。

宮 林 委 員

主たる従事者が亡くなったという理由で縮小するのはやむを得ないと思いますが、生物多様性や緑地保全と言った立場からすると、その後がどうなるのか心配していますが、その辺はどう担保されるのでしょうか。

課 長 補 佐
(都市計画担当)

生産緑地の買取申出がありまして買取らないということになりますと生産緑地法の制限が解除され、その後の土地利用に関しましては、所有者の判断に委ねられ、現実には宅地になることが多いものと考えております。

宮 林 委 員

これは国の問題でもあるわけですね。分かりました。

村 上 委 員

先ほどにも出ましたが、防災協力農地が生産緑地として追加指定されるのは、幅員6 m以上の公道に2 m以上接しているものとありますが、これは以前から議論になっていますが、なぜ6 m必要かということですね。大型車両が入るために必要なためということですが、3.11の震災を踏まえて、例えば幅員4 mでもいいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

課 長 補 佐
(都市計画担当)

東日本大震災の話については、防災担当課で災害に対する見直しをしていきたいという話を伺っております。先ほどの御意見も連携する中で検討していきたいと考えております。

会 長

住宅地の道路も大体6 mと言われているんですね。
それは何故かという、消防車が通れる幅ということでそうなのですが、この6 mもそういった考えがあると思います。

会 長

他に御質問、御意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し、議案第2号「秦野都市計画生産緑地地区の変更について」は、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 異議がないようですので、この案件につきましては、原案のとおり答申いたします。答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 それでは、ここでの答申書（案）の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

会 長 御異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

会 長 次に議題（２）「その他」ですが、何かございますか。

事 務 局 次回の審議会についてお話をさせていただきます。開催時期は、まだ未定であります。

案件につきましては、「秦野市都市マスタープランの改定について」を予定しております。

日時等につきましては、早めに御連絡をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 最後に皆様から何かございますか。

会 長 これをもちまして、本日の審議会を終了します。御協力ありがとうございました。